

児童手当の「現況届」について

問 こども課 こども家庭センター係 ☎ 92-7968

児童手当は、家庭生活の安定や、次世代を担う児童の健やかな成長を目的に、児童を扶養する父母等に支給されます。

▽現況届とは

毎年 6 月 1 日時点の家庭の状況を記載し、児童手当を受ける要件を引き続き満たすかどうかを確認するものです。児童手当法の一部改正により、令和 4 年度から現況届の提出は原則不要になりました。

▽現況届の提出が必要な人

次のいずれかに該当する人は、現況届の提出が必要です。対象者には、6 月初旬に現況届の様式を郵送するので、必ず提出してください。

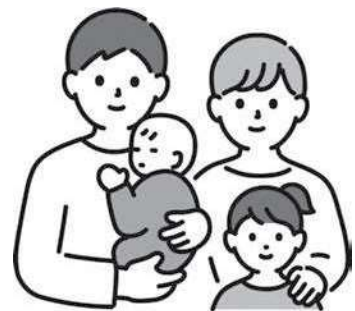
- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村で児童手当を受給している人
- ③離婚協議中で配偶者と別居している人
- ②基山町に住民票がない児童を養育する人
- ④未成年後見人、施設等の受給者
- ⑤その他、町から提出の案内があった人

▽児童手当の受給資格について

児童を養育している人の所得によっては、児童手当等は支給されません。

- ①（所得制限限度額）以上、②（所得上限限度額）未満の場合→特例給付（児童 1 人当たり一律月額 5,000 円）
- ②（所得上限限度額）以上の場合→資格消滅（手当は支給されません）

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0 人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1 人 (児童 1 人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2 人 (児童 1 人 + 年収 103 万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3 人 (児童 2 人 + 年収 103 万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4 人 (児童 3 人 + 年収 103 万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5 人 (児童 4 人 + 年収 103 万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276



司法書士大串法光事務所

相続・遺言・登記
成年後見・法律相談

基山町宮浦 155（京町 J A スタンド交差点南側）

TEL 0942-92-6722

【月～金】8:30～18:30【土日】電話予約で休日や時間外でもご相談に応じます。

☆相談は無料です。お気軽にお電話、お立ち寄りください☆